## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年9月24日

【会社名】 サイプレス・ホールディングス株式会社

【英訳名】Cypress Holdings Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長東 稔哉

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号

【電話番号】 03-6230-9121 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長兼経理・財務部長 永田 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号

【電話番号】 03-6230-9121

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長兼経理・財務部長 永田 哲也

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 2,463,160,000円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 369,460,000円 (注) 売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時におけ

る見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し4,046,600株(引受人の買取引受による売出し3,518,800株・オーバーアロットメントによる売出し527,800株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、2025年9月24日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2)役員の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
  - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 3.ロックアップについて
- 4. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
  - (2) 役員の状況

# 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2025年9月30日(以下、「売出価格決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2025年10月8日)に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し	-	1	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	3,518,800	2,744,664,000	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JP タワー11階 丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任 組合 3,462,800株 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands Marunouchi Global Fund II L.P. 56,000株
計(総売出株式)	-	3,518,800	2,744,664,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されて おります。
  - 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
    - 名称 株式会社証券保管振替機構
    - 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
  - 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(780円)で算出した見込額であります。
  - 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
  - 5 引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出 しを追加的に行う場合があります。
    - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
  - 6 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご覧ください。

2025年9月30日(以下、「売出価格決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2025年10月8日)に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

7/// 2/ 2/	「 リ 大足 9 る 両 代 こ 1 に よ 9 。							
種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称				
	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-				
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-				
普通株式	プックビルディング 方式	3,518,800	2,463,160,000	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JP タワー11階 丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任 組合 3,462,800株 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands Marunouchi Global Fund II L.P. 56,000株				
計(総売出株式)	-	3,518,800	2,463,160,000	-				

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されて おります。
  - 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
    - 名称 株式会社証券保管振替機構
    - 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
  - 3 売出価額の総額は、仮条件(690円~710円)の平均価格(700円)で算出した見込額であります。
  - 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
  - 5 引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
    - なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
  - 6 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に つきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご覧ください。

### 2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

東京都千代田区丸の内一丁	売出価格 (円)	   引受価額   (円)		申込株 数単位 (株)	申込証拠金(円)	   申込受付場所 	   引受人の住所及び氏名又は   名称	元引受契 約の内容
大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13番 1 号 野村證券株式会社  *** 「注) 1 未定 10月 1 日 ( 水 ) 100 未定 託販売先金融商品 表	(注)1		未定 10月1日(水 注)2 至 2025年	) 100	1	託販売先金融商品 取引業者の本支店	目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂1丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号	未定 (注)3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

売出価格の決定に当たり、2025年9月24日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえ<u>上</u>で、売出価格決定日に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関 投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 申込証拠金は、売出価格と同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契 約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2025年10月8日)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、2025年9月24日(水)から2025年9月29日(月)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	   引受人の住所及び氏名又は   名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 2025年 10月1日(水) 至 2025年 10月6日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都部六本十一目6番1 号、株式会社SBI証券 東京都港区赤坂1丁目12番 32号マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社	未定 (注)3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は690円以上710円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日に 売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関 投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 申込証拠金は、売出価格と同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2025年10月8日)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、2025年9月24日(水)から2025年9月29日(月)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売 を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

## 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

	(1) = (1)						
——種類 	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称			
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-			
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-			
	ブックビルディング 方式	527,800	411,684,000	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社			
計(総売出株式)	-	527,800	411,684,000	-			

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して 行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況に より減少し、又は全く行わない場合があります。
  - 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2025年10月8日)から2025年11月5日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
  - 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 4 引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
  - 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(780円)で算出した見込額であります。
  - 6 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注)2 に記載した振 替機関と同一であります。

				•
   種類 	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	527,800	369,460,000	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	527,800	369,460,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して 行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況に より減少し、又は全く行わない場合があります。
  - 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2025年10月8日)から2025年11月5日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
  - 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  - 4 引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
  - 5 売出価額の総額は、仮条件(690円~710円)の平均価格(700円)で算出した見込額であります。
  - 6 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注)2 に記載した振 替機関と同一であります。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 3. ロックアップについて

(訂正前)

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合、及びMarunouchi Global Fund II L.P.は、大和証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目の日(2026年4月5日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(A)」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社の株主である株式会社EAM及び東稔哉は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後360日目の日(2026年10月2日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(B)」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社新株予約権を保有する、尾澤一彦、稲葉好紀、池田透、松下正、田中剛、勝山章廣及びその他5名は主幹事に対し、ロックアップ期間(A)中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間(A)中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間(A)及びロックアップ期間(B)終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間(A)及びロックアップ期間(B)中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除出来る権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

訂正有価証券届出書(新規公開時)

(訂正後)

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合、及びMarunouchi Global Fund II L.P.は、大和証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目の日(2026年4月5日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(A)」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社の株主である株式会社EAM及び東稔哉は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後360日目の日(2026年10月2日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(B)」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社新株予約権を保有する、尾澤一彦、稲葉好紀、池田透、松下正、田中剛、勝山章廣及びその他5名は主幹事に対し、ロックアップ期間(A)中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間(A)中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間(A)及びロックアップ期間(B)終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間 (A) 及びロックアップ期間 (B) 中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除出来る権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(2026年4月5日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 4. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

#### (訂正前)

当社は、引受人の買取引受による売出において、当社が指定する販売先(親引け先)への販売を引受人に要請<u>する</u>予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)について、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を親引け予定先から書面により取り付けます。

指定する販売先(親引け先)	株式数	<u>目的</u>
アサヒビール株式会社	「第2 売出要項」における引受人の 買取引受による売出しに係る売出株式 のうち、254,900株を上限	事業シナジーの創出を目的とした関係 構築のためであります。

### (訂正後)

当社は、引受人の買取引受による売出において、当社が指定する販売先(親引け先)への販売を引受人に要請<u>して</u> <u>おります。</u>親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従 い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け予定先)の状況等については以下のとおりであります。

### (1)親引け予定先の概要

	<u>名称</u>	アサヒビール株式会社					
	本店の所在地	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号					
a.親引け先の概	代表者の役職及び 氏名	代表取締役社長 松山 一雄					
要	資本金	20,000百万円					
	事業の内容	ビール類、低アルコール飲料等の製造・販売及び焼酎、洋酒、ワイン等の販売					
	主たる出資者及び 出資比率	アサヒグループジャパン株式会社(出資比率100%)					
	出資関係	該当事項はありません。_					
│ │ <u>b.当社と親引け</u>	人事関係	該当事項はありません。					
先との関係	資金関係	該当事項はありません。					
	技術又は取引関係	当社子会社の主要取引先の1つであります。					
c . 親引け先の選択	定理由	当社子会社における友好な取引関係を今後も維持・発展させていくために行う ものであります。					
d . 親引けしようる	とする株式の数	未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式 のうち、254,900株を上限として、2025年9月30日(売出価格決定日)に決定 される予定。)					
e . 株券等の保有7	<u> </u>	長期保有の見込みであります。					
f . 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額に必要な資金を十分に有している旨の説明を受けております。					
g.親引け先の実績		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。					

#### (2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3.ロックアップについて」をご参照下さい。

### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(2025年9月30日)に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

#### (4)親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	<u>所有株式数</u> <u>(株)</u>	株式(自己株 式を除く。) の総数に対す る所有株式数 の割合(%)	引受人の買取 引受による売 出し後の所有 株式数(株)	引受人の買取引 受による売出し 後の株式(自己 株式を除く。) の総数に対する 所有株式数の割 合(%)
株式会社EAM	東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 2 号	5,728,100	<u>43.04</u>	5,728,100	43.04
丸の内キャピタル第二号投 資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二 丁目 7番 2 号 J P タワー 11階	6,285,100	<u>47.23</u>	2,822,300	21.21
東 稔哉	市方知洪区	820,869	<u>6.17</u>	820,869	<u>6.17</u>
<u>朱 松以</u>	東京都港区	<u>(191,169)</u>	<u>(1.44)</u>	<u>(191,169)</u>	<u>(1.44)</u>
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 丁 目23番 1 号	_	_	254,900	1.92
	_	105,200	0.79	105,200	0.79
	_	(105,200)	(0.79)	(105,200)	<u>(0.79)</u>
   稲葉 好紀		63,100	0.47	63,100	0.47
	_	<u>(63,100)</u>	(0.47)	<u>(63,100)</u>	<u>(0.47)</u>
Marunouchi Global Fund II L.P.	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	101,700	0.76	45,700	0.34
		<u>31,500</u>	<u>0.24</u>	<u>31,500</u>	<u>0.24</u>
_	_	<u>(31,500)</u>	(0.24)	<u>(31,500)</u>	<u>(0.24)</u>
		21,000	<u>0.16</u>	21,000	0.16
_	_	(21,000)	<u>(0.16)</u>	(21,000)	<u>(0.16)</u>
		<u>13,100</u>	<u>0.10</u>	<u>13,100</u>	0.10
_	_	<u>(13,100)</u>	<u>(0.10)</u>	<u>(13,100)</u>	<u>(0.10)</u>
計		<u>13,169,669</u>	<u>98.96</u>	9,905,769	<u>74.43</u>
	## / ウコ## <i>***</i> / ヘ 、	(425,069)	(3.19)	(425,069)	<u>(3.19)</u>

- (注)1.所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月9日現在のものであります。
  - 2.引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月9日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引け(アサヒビール株式会社254,900株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
  - 3.株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
  - 4.()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
  - (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
  - (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

# 第二部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

- 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
  - (2)【役員の状況】

役員一覧

(訂正前)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)	
代表取締役社長	東 稔哉	1960年 4 月27日	1994年 4 月 2012年 2 月	任 (株)ファンタバローレ 代表取締役 就任 (株)EAM 取締役 就任 同社 代表取締役 就任(現任) (株)サイプレス 代表取締役会長 就 任(現任)	(注)4	6,357,800	
(省略)							
	計						

- (注) 1. 取締役(松下正、勝山章廣、福﨑昇平、奥見昌彦)は、社外取締役であります。
  - 2.監査役 原口昌之、鉢野まりは、社外監査役であります。
  - 3. 社外取締役 松下正、勝山章廣、社外監査役 原口昌之、鉢野まりは独立役員として届出を行う予定であります。
  - 4.取締役の任期は、2024年11月14日開催の定時株主総会終結のときから、選任後1年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
  - 5.監査役の任期は、2024年11月14日開催の定時株主総会終結のときから、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
  - 6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。 (省略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)		
代表取締役社長	東 稔哉	1960年 4 月27日	1983年4月 (株)パルク 入社 1993年11月 「串えもん」 創業 1994年4月 (株)サイプレス 代表取締役社 任 2012年2月 (株)ファンタパローレ 代表取 就任 2012年8月 (株)EAM 取締役 就任 2019年11月 同社 代表取締役 就任(現 2023年7月 (株)サイプレス 代表取締役会 任(現任) 2024年6月 当社 代表取締役社長 就任 任)	帝役 (注)4 壬) 麦 就	6,357,800 <u>(注)6</u>		
(省略)							
計							

- (注)1.取締役(松下正、勝山章廣、福﨑昇平、奥見昌彦)は、社外取締役であります。
  - 2.監査役 原口昌之、鉢野まりは、社外監査役であります。
  - 3. 社外取締役 松下正、勝山章廣、社外監査役 原口昌之、鉢野まりは独立役員として届出を行う予定であります。
  - 4.取締役の任期は、2024年11月14日開催の定時株主総会終結のときから、選任後1年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
  - 5.監査役の任期は、2024年11月14日開催の定時株主総会終結のときから、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
  - 6.代表取締役社長 東稔哉の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社 EAMが保有する株式数も 含んでおります。
  - 7. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。 (省略)
- (注)6.の追加及び6.の番号変更